

引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。川場村の平成30年度決算における充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 68,875 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 574,012 千円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	村債	その他	地方消費税交付金	その他
社会福祉	社会福祉事業	106,799	61,399		569	9,727	35,104
	老人福祉事業	36,560	487			7,827	28,246
	児童福祉事業	255,312	163,399		6,844	18,458	66,611
社会保険	国民健康保険事業	29,369	15,986			2,904	10,479
	介護保険事業	57,960	339			12,502	45,119
	後期高齢者医療保険事業	53,971	7,053			10,180	36,738
保健衛生	保健衛生事業	34,041	505			7,277	26,259
合 計		574,012	249,168		7,413	68,875	248,556

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。